

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1. 都市計画マスタープランとは

都市計画では、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、まちづくりに必要な道路、公園、下水道などの施設計画などを総合的に定め、“都市計画法”に基づいて運用されていきます。

《都市計画に定められる事項》

- 適正な土地利用の規制・誘導
- 道路、公園、下水道などの都市施設の計画、事業
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市街地開発事業

都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法の改正の際に定められた制度で、各市町村が都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を策定することが義務づけられています。

都市計画マスタープランに定められる内容と特徴は、次のとおりです。

●本市のまちづくりの理念や都市計画の目標

概ね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めるものであり、まちづくりの方向性を総合的に示す計画となります。都市計画マスタープランには、法定都市計画以外のまちづくり手法も含めた総合的な取り組みも定めることができます。

●地域の特性を活かした計画づくり

都市計画マスタープランは、市町村自らが策定するものであり、地域の特性を活かしていくことや固有の問題点に対応した計画づくりが求められます。地域分権型社会に移行が進みつつある中で、都市計画制度の運用は、市町村自らの判断と責任を持って進める必要があり、そのための重要な計画となります。また、個々の都市計画が決定・変更される場合の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

●市の全体構想と地域別構想

都市計画マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成されます。

●住民参加の計画策定

策定にあたっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされており、住民参加によって計画を策定していくことが都市計画法に定められています。これによって、住民相互が都市の課題や将来の方向性を共有することができ、具体の都市計画の実現が円滑に進むことが期待されます。

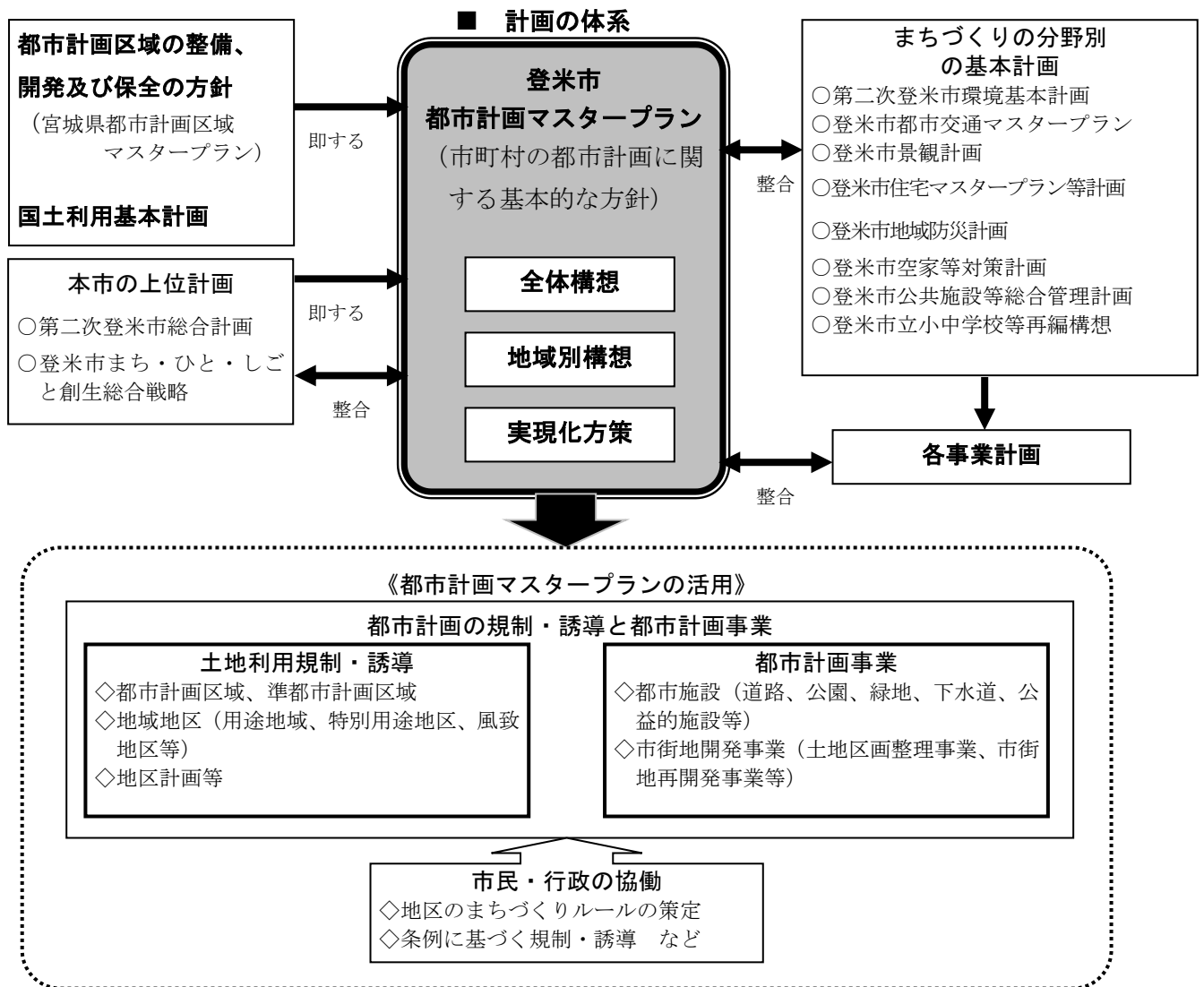
このため、本都市計画マスタープランの策定においては、計画策定の過程で、市民の意向聴取等をするとともに、広く市民に公表して意見を収集するものとしています。

●他の計画との整合性

本市のまちづくりに関する構想、計画には、『第二次登米市総合計画』や『登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略』などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスタープランが受け持ち、より方向性を具体化していきます。

また、本都市計画マスタープランに即して「都市交通計画マスタープラン」など、個別の計画が整理されることとなります。

ただし、都市計画マスタープランは、あくまでも都市づくりの基本方針を定めるものであり、個別・具体の都市計画決定の詳細（土地利用や建築物の制限の内容など）や事業計画（道路・公園・下水道の整備など）を定めるものではありません。



1-2. 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、本市の上位関連計画である第二次登米市総合計画等を踏まえ、市が具体的な将来像や土地利用、都市施設整備の方針を明らかにすることを目的としています。

本都市計画マスタープランでは、適正な土地利用の規制誘導や都市施設の整備等により、本市の目指すべきまちの姿を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すことで、まちづくりを総合的、計画的に推進することになります。

このようなことから、本都市計画マスタープランに基づき、市民と行政との協働による登米市の将来像の実現や地域にふさわしいまちづくりの構築を目指します。

1-3. 都市計画マスタープラン策定の見直し

都市計画マスタープランについては、平成20年（2008年）3月に策定していますが、社会経済情勢の変化や自然災害の発生などにより、本市の実情に合わせて計画の見直しを行うこととしてい

ます。

これまで、東日本大震災による土地利用や都市施設等の変化に伴い、平成 26 年（2014 年）度に見直しを行っています。

また、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備等による広域交通体系の変化などに対応するため、令和元年（2019 年）度に見直しました。

1-4. 都市計画マスタープランの対象区域

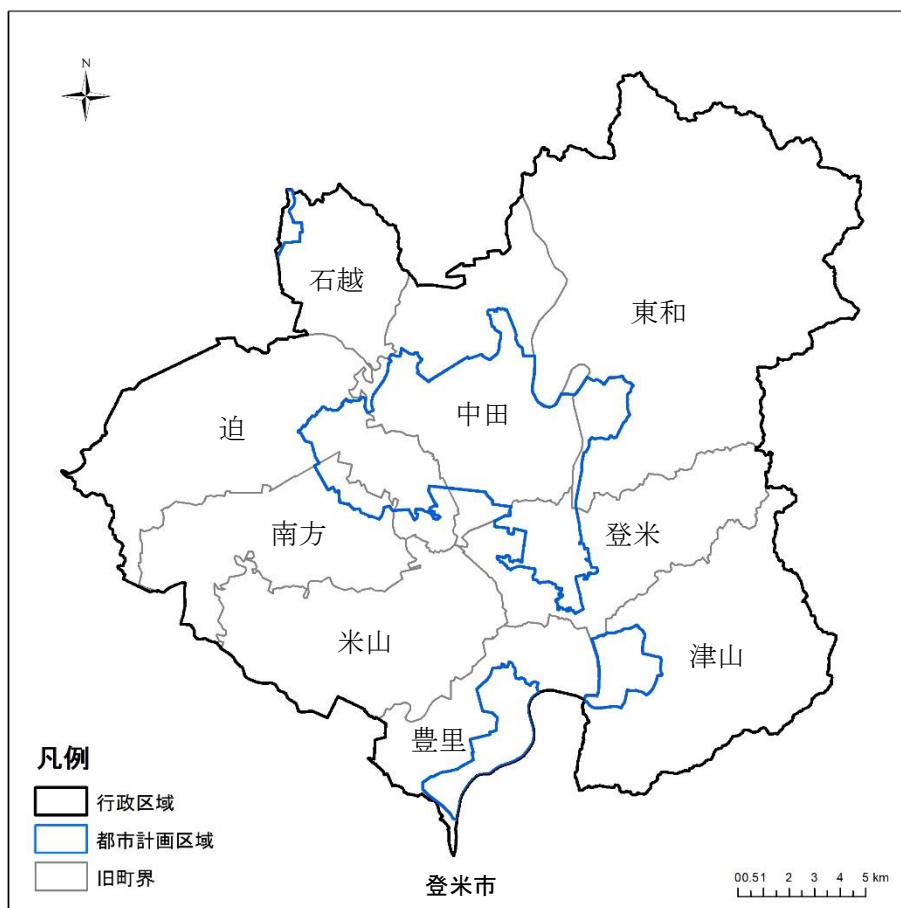
都市計画マスタープランの対象区域は、本市内の都市計画区域を基本としますが、必要に応じて行政区域全域を含めるものとします。

なお、本都市計画マスタープランは、本市の都市計画・まちづくりの基本的な方向性を示す重要な役割を担っています。本都市計画マスタープランは、現都市計画区域に止まらず、都市計画区域外に位置する地域についてもひとつの市の中での地域づくり・まちづくりの方向性、望ましい地域の将来像を示すことに配慮した構成とします。

■ 本市の都市計画区域

都市計画区域名称	旧町名	規模 (ha)
登米都市計画区域	迫、中田、登米、東和、豊里、津山、南方町のそれぞれ一部	8,066
栗原都市計画区域	石越町	125

※旧石越町は、隣接する栗原市（旧若柳町）と一体の都市計画区域です。



1-5. 目標年次

本都市計画マスタープランが目指す将来目標年次は、策定年次より概ね 20 年後の令和 10 年(2028 年) とします。

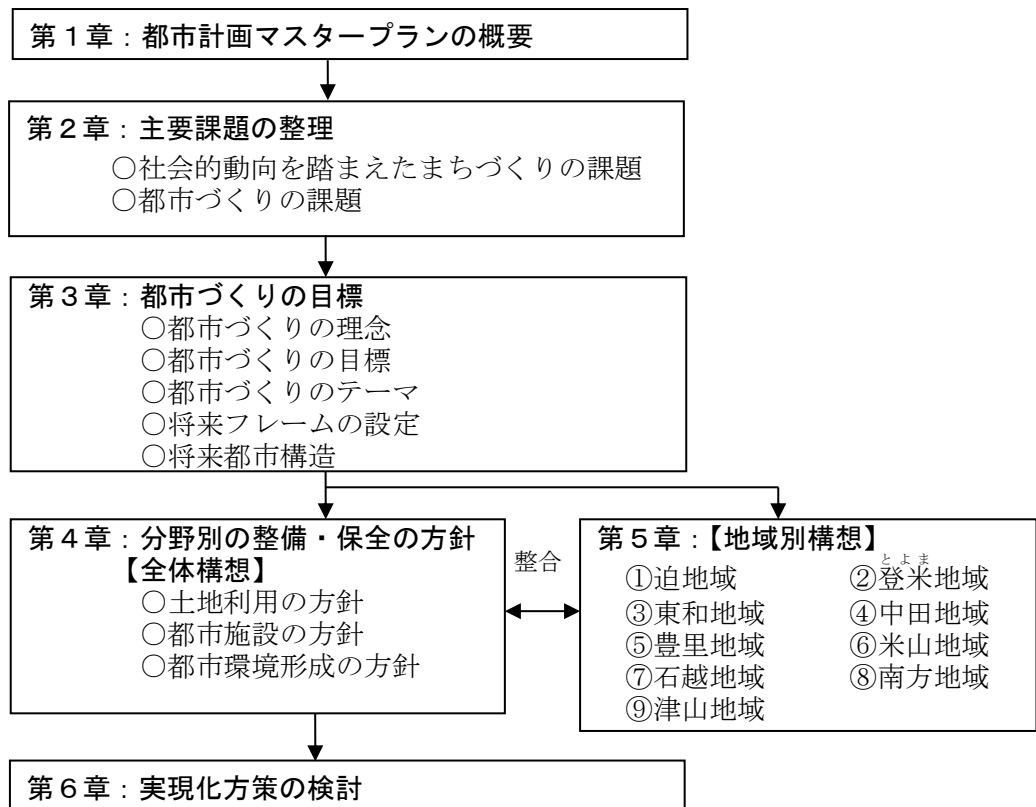
ただし、各種統計データを用いる推計については、国勢調査の最新調査年次である平成 27 年(2015 年)を中間年次基準としており、策定年次基準の平成 17 年(2005 年)からの 20 年後の令和 7 年(2025 年)を将来目標年次として算出します。

なお、社会情勢の変化等に伴う見直しは適宜行っていきます。

1-6. 都市計画マスタープランの構成

本都市計画マスタープランの構成と策定の流れは、次のとおりです。

■ 都市計画マスタープランの構成



■ 都市計画マスタープラン策定の流れ

